

## **[図書館談話室] 平成25年度図書館等職員著作権実務講習会に参加して**

著者	吉田 有輝
雑誌名	関西大学図書館フォーラム = Kansai University Library forum
巻	19
ページ	53-57
発行年	2014-06-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/8467">http://hdl.handle.net/10112/8467</a>

# 平成25年度図書館等職員著作権実務講習会に参加して

吉田 有輝

## 1 はじめに

平成25年9月11日（水）～9月13日（金）に、京都大学吉田キャンパスにて開催された文化庁長官官房著作権課主催の「平成25年度図書館等職員著作権実務講習会」を受講した。

本講習会は、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第1条の3第1項に掲げる図書館その他の施設の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させることを目的に開催されており、約200名が受講した。

図書館は資料をもとに活動を展開しており、資料と著作物がほぼ重なる概念であることを考えると、図書館は著作物をもとに活動していると言える。今日、その著作物の大部分に著作権が主張される時代となり、活動のあらゆる局面で著作権を意識する必要がある。また、コピー機やデジタルカメラ、パソコン等の技術の進歩やインターネットの普及により、ますます著作権問題が複雑化しているのが現状である。

本稿では、筆者が本講習会を通して学んだ中から、図書館の業務と関連がある内容を中心に報告する。

## 2 著作権法概論

初日と2日目の午前中は、著作権法概論についての講義が行われた。配布された著作権テキストを使用しながら著作権制度の沿革や著作権の種類、著作権を侵害された場合の対抗措置、著作物の例外的な無断利用等について講義が行われた。

近年の大学図書館で行われているサービスについて、判例や実際に起きた事例紹介を交えながら著作権を侵害していないか等の問いかけもあり、改めて本学図書館のサービスについて考える良い機会となった。

著作権法では、著作物を①思想又は感情を表現したものでなければならないこと、②表現に創作性を

有すること、③文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの、と定義している。つまり、単なる事実やデータの羅列はどれだけ多大な労力と時間をかけて調査を行い、データを得るために、多額の投資を行ったとしても、思想又は感情を創作的に表現したものでなければ著作物となりえない。まずは、この定義を理解することにより、資料と著作物の微妙な相違を理解することができ、資料を著作物として扱う姿勢が身に付くであろう。なお、上記の定義をさらに明確にするため、著作権法では、以下の表のように著作物の種類を例示している。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句、日記、手紙など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台措置など（美術工芸品を含む）
建築の著作物	（芸術的な）建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像など（録画されている動く映像）
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真、グラビア写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム（OS、アプリケーションソフトなど）

（2013年 著作権法概論 8項から抜粋）

また、著作権とは人格的な利益を保護する著作者人格権と財産的な利益を保護する著作権（財産権）の2つに分かれる。その著作権（財産権）には、複製権、上演権、公衆送信権、口述権、展示権、貸与権等の様々な権利が存在しており、公衆送信権には送信可能化権も含まれている。この権利は、自動公衆送信装置への蓄積（アップロード）や入力などに

も及ぶものであり、受信者からのアクセスがあり次第、送信されるという状態に置かれるため、送信可能化権と呼ばれている。つまり、受信者への送信が行われていなくても、無断で送信可能な状態になると権利侵害になるわけである。ただし、公衆送信権は、大学内等の同一構内において行われる送信の場合には、対象にならないとされている。

次に、著作者とは著作物を創作する者のことである。一般的には、小説家や画家や作曲家等の創作活動を職業とする者だけが著作者であると考えられがちだが、小学生が図画や工作の作品を創作すれば、その創作物の著作者となるのである。よって、私たちは著作者であることや著作権を有することを意識する場面が少ないだけで、日常生活を送る中で多くの著作物を創作していると言える。

さて、ここで注意が必要となってくるのが、上記で記述したように著作者とは著作物を創作する者であるため、著作物の創作を他人や他社に委託した場合には、料金を支払ったかどうか等に関係なく、実際に著作物を創作した受注者側が著作者になることである。近年は図書館等が広報目的等によって利用者向けに著作物を外部発注で創作することも珍しくない。創作された著作物をインターネット等によって外部に公開することもあろう。創作された著作物を有効に活用していくためにも、受注者側とあらかじめ予想される用途について契約を交わしておくことが重要である。

著作権法概論の講義にて配布された著作権テキストは文化庁のウェブサイトより閲覧及び複製することが可能であり、著作権制度の初歩を学びたい方は是非、ご覧いただきたい。

### 3 著作権法各論

2日目の午後に行われた著作権法各論においては、「図書館資料の複製等」と「視聴覚資料の利用等」についての講義が行われた。

「図書館資料の複製等」の講義では、図書館等での著作物の提供には、様々な著作権が関係し、原則として著作者の了解が必要となることを学んだ。しかし、余りにも著作者に強い権利を認めてしまうと著作物の公正な利用を阻害する結果にもなりかねない。そこで、著作権法では、特定の公正な著作物の利用については、著作者の経済的利益を著しく損なわない範囲で著作権を制限し、自由に著作物を利用

できるようにしている。その1つが図書館等における複製の規定である。図書館等の果たしている公共的奉仕機能にかんがみ、一定の条件を満たすことで、利用者の求めに応じて行う図書館資料の複製や図書館資料の保存・活用のための複製については、権利者の了解なしに複製ができるという規定である。ただし、これらの制限規定は、当事者の合意がない場合に限り適用されるという見解が有力であり、これに相反する内容の契約事項がある場合には、原則として、その契約条項が優先的に適用されることとなるので注意が必要である。以下の表が、図書館等での著作物の利用と関連する著作権の制限規定である。

利用行為	関係する著作権	関係する権利制限規定
複写サービス	複製権 (21条)	図書館等における複製 (31条)
	譲渡権 (26条の2)	複製物の譲渡 (47条の10)
館内閲覧	書籍	—
	録音図書	口述権 (24条)
	音楽資料	演奏権 (22条)
	映像資料	上映権 (22条の2)
朗読会	口述権 (24条)	同上 (38条1項)
貸出	映像以外	貸与権 (26条の3)
	映像資料	頒布権 (26条)
点訳	複製権 (21条)	視覚障害者等のための複製等 (37条1項、2項)
音訳	複製権 (21条)	同上 (37条3項)

(2013年 著作権法各論 (I) 図書館資料の複製等 1項から抜粋)

図書館等における複製の規定については、企業の図書館のように全ての図書館で認められている規定ではない。公共的奉仕機能にかんがみ、特別に認められているサービスなのである。この背景を理解し、一定の条件を満たすことを遵守しなければならない。この規定により認められている複製は大きく3つの場合がある。①利用者への複写サービスの場合、②図書館資料の保存のために複製する場合、③他の図書館等の求めに応じ複製物を提供する場合である。その中、上記でも記述したようにすべての複製が図書館等における複製の規定に適用されるわけではなく、一定の条件を設けることで歯止めがかけられている。ここでの一定の条件とは、複写サービスを図書館等自身が主体となって行う必要があること、そ

の図書館等が所蔵している資料であること、営利を目的としない事業として行うこと、1人につき一部の提供であること等が挙げられる。その中、図書館等が所蔵している資料であることの条件では、複製する資料をその図書館等が責任を持って保管しているという意味がある。このように、条件の背景を意識することで、図書館等自身が主体となりインターネット上の情報をプリントアウトすることは、図書館等が責任を持って保管する図書館資料には該当しないことから認められないことを読み解くことができるであろう。

「視聴覚資料の利用等」の講義では、点字による複製は公表されている著作物であれば全て認められている一方で、貸出し用録音物等の複製では条件が厳しくなることを学んだ。障害者に対するサービスでも、著作者の利益の損失が少ないと考えられる点字の複製と著作者の利益の損失が大きいと考えられる視聴覚の複製では異なる条件であることが印象に残っている。

また、公表された著作物（映画の著作物を除く）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により公衆に提供することが認められている。よって、図書に付属されているCD-ROMを貸し出す場合には、CD-ROMの中身が映画かそれ以外なのかによって扱いが異なるので注意が必要である。この規定により、中身を全て確認することは不可能なことから付属しているCD-ROMの貸し出しを全面的に禁止している図書館もある。しかし、本学図書館においては、利用者からの希望があれば付属CD-ROMの貸し出しを一部実施している。図書の種類によっては付属のCD-ROMがなければ本来の価値がなくなることも考えられることから当然であろう。ただし、著作権法に違反することなく利用者に対してサービスを提供できるよう、図書館職員が細心の注意を払いながら貸し出しを行うことが何よりも重要である。

#### 4 近年改正された著作権法

##### (1) 付随対象著作物の利用（第30条2第2項）

写真撮影やビデオ収録の際に、背景に著作物であるキャラクター等が写り込んでしまうことや、キャラクターが写り込んでいる写真等をブログ等に無断で掲載するといったことがある。このように写真等

に写り込んでしまった著作物の無断利用は、通常著作者の利益を不当に害するものではないが、これまでは著作権侵害に問われるおそれがあった。

このため、写真撮影等の方法により著作物を創作する上で、写真撮影等の対象とする事物等から分離することが困難であるため付随して対象となる著作物（付随対象著作物）は、当該創作に伴って複製又は翻案することが侵害行為に当たらないことが明確にされたのである。この改正は、平成25年1月1日より施行されている。

##### (2) 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信（第31条3項）

国立国会図書館は、電子化された国立国会図書館の資料のうち絶版等の利用により一般に市場で入手困難な資料について、公共図書館等に対してインターネット送信できることとなった。また、公共図書館等に送信された資料の一部を、利用者に対して一部複製して提供できることとしている。

これは、デジタル化・ネットワーク化の進展により情報アクセスの利便性が向上する中、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整えることを目的として改正された。

平成25年9月時点で、約965万冊のうち約225万冊のデジタル化が完了しており、平成26年1月21日から運用が開始されている。

##### (3) 違法ダウンロードの刑事罰化

インターネットの普及やデジタル技術の進歩により、インターネット上では、違法にアップロードされた音楽や映像などのコンテンツが大量に流通し、違法配信からのダウンロード数が正規の配信数を超えるほどになり、違法にアップロードした者への対処だけでは限界があることが指摘されている。

このため、平成24年10月1日より、個人的に利用する目的であっても、有償著作物の違法配信からのダウンロードについて、それが有償著作物等であることと、違法配信であることの両方を知りながら行った場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその併科）が科せられることとなった。ただし、本規定は、被害者である著作人からの告訴が必要な親告罪となっている。



## 5 日常業務に関連する事項

### (1) 図書表紙の複製について

本学図書館を含め、複製した図書の表紙をホームページや図書館だより等に掲載し、利用者に対して新着図書や話題の図書、図書館職員オススの図書を紹介することが増えてきている。

表題名や著者名、出版社名のような単なる情報しか含まれていない表紙については、著作権が働く余地はないので、自由に掲載することが可能である。しかし、表紙に絵画や写真等の著作物が含まれる場合には、ホームページへの掲載には複製権および公衆送信権、図書館だよりへの掲載には複製権が働く。図書館等における複製等には、「図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあってはその全部。）の複製物を1人につき一部提供する場合」という但し書きが記載されていることから、ホームページや図書館だより等で図書を紹介するために表紙を複製することは著作権の侵害に当たる可能性があるのではないかと感じている。

ただし、児童書四者懇談会による「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」という文書（2006年5月）には、「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許可で使用できる。」という記述がなされているので、図書館だよりへの掲載について問題はないとの見解もある。しかし、ホームページへの掲載については、同文書において、「引用にあたる場合を除き出版社への確認が必要。」と記載されているので、注意が必要である。

### (2) デジタルカメラ等を用いて図書館所蔵の図書を撮影する場合の著作権法について

本学図書館を含め多くの図書館が図書館内での撮影を禁止している。ただ、著作権法第30条の「私的使用のための複製」により、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」で使用することを目的とする場合には、一定の場合を除き、使用する者が複製することができる。著作権といえどもプライバシーの領域を侵して個人の利用を制限することはできないのである。そうでないと、個人は複製物を所持していても何の利用もできないこと

なるからである。

デジタルカメラ等の場合には、大量に撮影することはあまり考えられず、それほど利用者の利益を侵すとまでは言えない。よって、著作権法を根拠に撮影を止めることは難しいと言えよう。

しかし、静かな環境を保ちたい図書館という施設の管理権や他の利用者に迷惑を及ぼすことを理由に利用者に止めてもらうことは可能であろう。

## 6 セミナーを終えて

私自身、著作権についての知識がほとんどなかったため、3日間におよぶ講習会はどれも新鮮なものであった。また、本学図書館が提供しているサービスの根拠や著作権法が設立された趣旨を学ぶことができ非常に有意義な講習会となった。

著作権法第1条には、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と記載されている。つまり、著作者の権利と著作物を社会で公正に利用することで「文化の発展を図る」という目的を掲げている。著作者は、時間、手間、資金をかけ、これまでにないものを創作しており、その創作物を売ったり貸したりして報酬を受け、その報酬を基にしてさらに新たなものを創作していくのである。その視点から考えれば、著作権法を遵守することが、著作者の創作意欲の向上に繋がり、文化の発展に寄与するのだと言える。

ただし、現行著作権法は、昭和46年1月1日施行以来、新しい著作物の出現等に対応すべく多くの改正が行われている。また、例えば著作物の保護期間について、公表後50年という場合でも、大幅な改編が加えられた改訂版が出ている場合には、初版とは別の新たな著作物となる可能性がある。その他にも、公表後70年を経過している映画では、保護期間を経過しているので補償金を支払わなくても貸し出すことは可能であるが、映画のBGM音楽の著作権等は作者の死後50年となるので、ダビングはできないなど、複雑な仕組みとなっている。

このように、著作権法が毎年のように改正されることや複雑化することにより、利用者に提供するサービスや図書館が主体となって開催する展示等の内容によっては、著作権法を違反していないかと調べ

るためにかかなりの時間を割かれているはずである。しかし、手間がかかるからと煩わしく思い著作権法をないがしろにすることは、文化の発展を妨げることになり決して許されない。よって、著作権を侵害していないか把握できない場合には、手間はかかるがその都度、慎重に確認作業を行うことが必要となろう。特に大学図書館は、著作権法第31条により権利者の許諾なしでの複製が認められているからこそ、著作権法をしっかりと遵守した上で利用者に対してサービスを提供することが強く求められる。

最後に、上記でも記述したように著作権法は技術の進歩から毎年のように改正されていくものであることから、今後も日常業務に関わる著作権法の改正を中心に著作権についての学習を続けていきたい。

#### 参考文献

- 文化庁長官官房著作権課 『著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～』（2013）
- 文化庁長官官房著作権課 『文部科学広報 No.155 平成24年10月号』（2012）
- 文化庁長官官房著作権課 『著作権法概論』（2013）
- 文化庁長官官房著作権課 『著作権法各論（Ⅰ）図書館資料の複製等』（2013）
- 文化庁長官官房著作権課 『著作権法各論（Ⅱ）視聴覚資料の利用等』（2013）
- 黒澤 節男 『図書館と著作権』 公益社団法人著作権情報センター（2012）

（よしだ ゆうき 図書館事務室）